法第13条及び省令第7条に基づく書面

**（建築物に係る解体工事の場合）**

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装  材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( ) |
| ③外装材・上部  構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他  ( ) | その他の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　 　　　　　 別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）　　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

及び運搬に要する費用とする。

　※　２、４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第13条及び省令第7条に基づく書面

**（建築物に係る新築工事等の場合）**

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| 1. 造成等 | 造成等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| 1. 基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・  外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装  等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　な　し

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　 　　　　　 別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） 　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

及び運搬に要する費用とする。

※　４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第13条及び省令第7条に基づく書面

**（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）**

１．分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　　　　　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  ( ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

２．解体工事に要する費用（見積金額）　　　　　　　　 　　　　　 　　　　　　　円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※　解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、

解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　　　　　 別紙のとおり

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)　　　　　　　　　　　　円(税込)

※　再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

及び運搬に要する費用とする。

※　２，４については、「工事請負契約書」の３（契約金額）のうち書きである。

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）